

生活排水処理基本計画 補足資料

【基本方針Ⅰ】

当該人口、戸数、槽数等について

○人口（令和 6 年度）

種類	人数（人）
し尿（汲み取り式）	3 9 4
単独浄化槽	5, 2 4 2
合併浄化槽	6, 1 8 6

※「8. し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び推計」より

○戸数については、マンション・アパート等、数世帯に対し浄化槽 1 基となる場合があるため、正確な数値を算出することができない。

○設置基数（令和 6 年度）

種類	基数（基）
汲み取り式	2 1 8
単独浄化槽	2, 8 1 1
合併浄化槽	1, 7 3 9

【基本方針Ⅱ】

汲み取りや清掃対象とした便所や浄化槽の基数と全体に占めるその割合、また汲み取りや清掃の回数・頻度について

○清掃対象は浄化槽法により年に 1 回の汲み取りが必要のためすべての浄化槽となる。

○浄化槽の基数は上記基本方針Ⅰより。

○清掃状況

浄化槽総基数（基）	清掃件数（件）
4, 5 5 0	3, 6 1 1

※年に複数回汲み取りを行う浄化槽があるため、必ずしも清掃件数が清掃を行っている浄化槽となるわけではない。全体に対する割合を正確に算出することはできない。

【基本方針Ⅲ】

法定検査にて「不適正」と判断された理由

○不適正理由例（令和 6 年度）

- ・ 接触材の一部が浮上し破損している。（破損・故障による問題）
- ・ 処理水の透視度が基準値より低下しており、清掃を実施する必要がある（維持管理による問題）
- ・ 浄化槽の嵩上げが規定の 30 cm を超えている。（維持管理・点検時に問題あり）等

※令和 5 年度以前及び令和 6 年度の不適正浄化槽は同一のものも含まれる。ただし、市から所有者への修理等状況確認及び指導は行うものの、強制力を持たないため、改善せず翌年に検査を行った場合は同一浄化槽にて不適正となる。過去に指導歴がある場合も、不適正と判断された年度は再度指導を行っている。